

第三節 自主防災組織等による災害予防対策

(防災訓練等の実施等)

第二十一条 自主防災組織等は、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握その他の必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等（災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

1 災害から生命・身体を守るためには、災害の特徴や行うべき対策の内容について、正しい認識を持つことが必要不可欠です。

そこで、自主防災組織等は、本条第1項において、地域住民の防災知識・技能の習得を図るため、防災訓練等の実施、防災情報の提供、災害の危険性が高い区域の把握等を行うよう努めるものとなりました。

2 避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには、市町村と自主防災組織等との協力が必要です。

そこで、自主防災組織等は、本条第2項において、避難行動要支援者の生命・身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制整備に協力するよう努めるものとなりました。

【説明】

「市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力」

「避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備」とは、避難行動要支援者の生命・身体を災害から守るために必要な避難の支援、安否の確認などについての計画を定めることです。具体的には、避難行動要支援者ごとに避難支援等関係者となる者、支援体制、避難場所等を記載した個別避難計画を作成することなどをいいます。

避難支援を行う自主防災組織等による協力とは、個別避難計画の作成に参画することなどです。

(防災資機材の備蓄等)

第二十二條 自主防災組織等は、当該自主防災組織等が迅速かつ適切な災害応急対策を行うことができるよう、消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材を備蓄し、並びに必要に応じてこれらを点検するよう努めるものとする。

【趣旨】

自主防災組織等が、災害発生時に、情報収集・伝達、初期消火、避難誘導、救出・救護、給食・給水などの災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、それぞれの活動に必要な防災資機材を整備しておく必要があります。

そこで、自主防災組織等は、防災資機材の備蓄や点検を行うよう努めるものとなりました。

【説明】

1 「消火並びに被災者の避難並びに救出及び救護に必要な資機材その他の防災資機材」

例えば、以下のような目的のための防災資機材が考えられます。

目的別防災資機材（例）

目的	防災資機材
1. 情報収集・伝達用	携帯用無線、携帯用ラジオ、ハンドマイク、メガホン等
2. 初期消火用	消火器、防火水槽、水バケツ、ホース、防火衣、ヘルメット等
3. 救出・救護用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、救急セット、担架、毛布等
4. 避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、ライト、簡易トイレ等
5. 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、給水タンク、ろ水機等
6. 訓練・防災啓発用	訓練用消火器、視聴覚機器等
7. その他	防災倉庫、ビニールシート、リヤカー等

2 「必要に応じてこれらを点検する」

災害発生時に備蓄している生活必需物資等が実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。